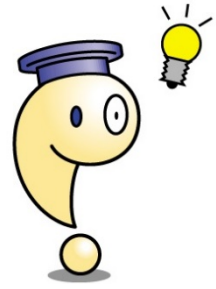


弁理士による

知的財産相談会の開催のご案内



日本弁理士会キャラクター
はっぴよん

出展者及びガイドブック掲載者の皆様、「こんなとき」ありませんか？

- 新しい**技術・アイデア**を用いた製品やシステムを開発したとき
- 会社を設立するために**新社名**を考えるとき
- 新たな商品・サービスの**ネーミング**を考えるとき
- 自社の商品やサービスの**ブランド**展開を考えるとき
- 自社の商品について新しい**デザイン**を考えたとき
- 自社の商品やサービスの**海外市場**への展開を考えるとき
- 自社製品の**模倣品**が販売されているのを見つけたとき
- 他人の特許権、商標権、著作権などの**侵害**であると警告されたとき

「こんなとき」は、**知的財産の専門家である「弁理士」**にご相談ください。

日本弁理士会東海支部に所属する「弁理士」が、出展者等の皆様の知的財産に関するお悩みを解決いたします。是非この機会にご利用ください。

つきましては、知的財産に関するご相談を希望される出展者等の方は、申込要領により「知的財産相談会参加申込書」に必要事項をご記入の上、電子メールにてお申込みください。

【申込要領】

1. 申込資格

申込みは、出展者及びガイドブック掲載者の方に限らせていただきます。

また、ご相談は、1出展者等につき「原則30分以内」とさせていただきます。

なお、申込者が多数となった場合につきましては、相談に応じかねる場合がございますので、あらかじめご承知おき願います。

2. 申込期限

平成30年8月10日（金）

3. 申込先

ビジネスフェア2018実行委員会 Eメール：b-fair@shinkin-tokai.co.jp

4. 相談会の開催方法

ご相談は、弁理士（相談員）が会場内において行います。

5. 相談内容

知的財産に関する事項全般（特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、著作権不正競争等）

◆「弁理士」及び「日本弁理士会東海支部」について

「弁理士」は、知的財産の専門家として、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、著作権、不正競争などに関する事項を幅広く取り扱っています。主に、特許権や商標権などの権利取得のための出願代理や審判・訴訟代理、また特許権などの侵害訴訟における訴訟代理人又は補佐人、さらに税関での侵害品の輸入差止め代理などを行ってます。その他、知的財産に関する鑑定、相談、契約の代理、仲裁代理など、知的財産の創成、保護、活用に関する業務を行ってます。

「日本弁理士会東海支部」は、地域密着型で知的財産に関する普及・啓発活動相談などを広く実施するため、東海地域（愛知・岐阜・三重・静岡・長野）の弁理士により組織される、日本弁理士会の地域組織です。日本弁理士会東海支部では、知財経営サロン、パテントセミナー、弁理士の日記念フェスタ、知的財産セミナーなどのセミナー・イベント事業、教育機関や公的機関への講師派遣、知的財産相談（無料）などを行ってます。

★日本弁理士会東海支部

名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階
TEL 052-211-3110

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpaa-tokai.jp/index.html>

（お問い合わせ先） ビジネスフェア2018実行委員会
（一般社団法人 東海地区信用金庫協会）
名古屋市東区葵一丁目26番3号
TEL 052-935-1777